

○学校法人神戸女学院役員報酬等に関する規程

2019年11月27日

理事会制定

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人神戸女学院（以下「学院」という。）の理事、監事（以下「役員」という。）及び評議員の報酬及び旅費日当について定める。

(報酬)

第2条 役員及び評議員には報酬を支給する。

2 報酬は年間での金額とし、7月及び1月に2で除した金額を支給する。

第2条の2 専任教職員である理事長の報酬は、年間600,000円とする。

2 常勤ではない理事長の報酬は、年間1,200,000円とする。

3 常勤である理事長の報酬は、年間4,800,000円とする。

第3条 学校法人神戸女学院寄附行為（以下「寄附行為」という。）第8条第1号及び第2号で定める理事の報酬は、年間240,000円とする。

2 寄附行為第8条第3号で定める理事の報酬は、年間300,000円とする。

3 寄附行為第8条第3号で定める理事のうち、専任教職員である理事の報酬は、年間240,000円とする。

第4条 評議員の報酬は、年間50,000円とする。

2 評議員のうち、専任教職員である評議員の報酬は、年間30,000円とする。

3 評議員会議長の報酬は、年間300,000円とする。

4 専任教職員である評議員会議長の報酬は、年間150,000円とする。

第4条の2 監事の報酬は、年間300,000円とする。

(会議出席に係る日当)

第5条 役員及び評議員のうち寄附行為第8条第1号、第2号で定める理事及び専任教職員である理事長を除いたものには、理事会、評議員会他会議出席に係る日当を支給する。

第5条の2 理事長が業務により出校した際の日当は、1日につき30,000円とする。

2 専任教職員である理事長には日当を支給しない。

第6条 寄附行為第8条第3号に定める理事の会議出席に係る日当は、1日につき11,000円とする。

2 寄附行為第8条第3号で定める理事のうち、専任教職員である理事の会議出席に係る日当は、1日につき5,000円とする。

3 評議員会議長及び評議員の会議出席に係る日当は、1日につき11,000円とする。

4 専任教職員である評議員会議長及び評議員の会議出席に係る日当は、1日につき5,000円とする。

第6条の2 監事が業務により出校した際の日当は、1日につき20,000円とする。

2 監事の会議出席に係る日当は、1日につき11,000円とする。

3 監事が会議出席と業務を連続して行った場合の日当は、前項及び第1項の合計額とする。

(出張旅費)

第7条 第5条に定める役員が業務のため出張した場合は、別表第1及び別表第2に掲げる出張旅費を支給する。

2 第1項の規定にかかわらず、止むを得ず宿泊料が別表の金額を上回る場合は、一泊あたり19,000円までを上限に実費を支給する。

第8条 (削除)

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事長が評議員会の意見を聞き、理事会がこれを決定する。

附 則

この規程は、2019年11月27日から施行し、2020年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、2021年4月1日から施行する。(2021年3月24日改正)

附 則

この規程は、2024年4月1日から施行する。(2024年3月27日改正)

附 則

この規程は、2025年度定時評議員会終結のときから施行する。(2025年6月19日改正)

別表第 1 (第 7 条関係)

遠距離出張旅費					近距離出張旅費			
					西宮市外		西宮市	
鉄道運賃	船賃	目的地交通費	日当	宿泊料	交通費	日当	交通費	
普通運賃	特等	実費又は前渡し目的地交通費	5,000	15,000	実費	2,000	実費	
特急料金			ただし、日帰りの場合は距離に応じて次のとおりとする					
急行料金								1,000
グリーン料金 (100km以上のみ)								300km以上500km未満 7,500 500km以上 8,500

(注) 近距離出張 片道 80km 以内の地区 遠距離出張 片道 80km を超える地区

別表第 2 (第 7 条関係)

航空運賃	船賃	鉄道運賃	車賃	日当 (1日)	宿泊料 (1夜)	支度料
エコノミークラス	最上級	最上級	実費	5,000	20,000	実費